

## 休眠預金等活用法に関するお客さまへのお知らせ(2017/12/28)

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下、「休眠預金等活用法」といいます)が、平成30年1月から施行されます。

これにより、お客さまからお預りしております預金等のうち、長期間異動のないものにつきましては、最終異動日から、10年6か月を経過するまでに、当行において公告を行ったうえ、預金保険機構に移管されることとなります。

### 1. 「休眠預金等」とは

- 10年以上、入出金等の「異動」がない「預金等」のことで、お客さまの預金等が、「休眠預金等」となった場合、預金保険機構に移管され、最終的には「民間公益活動」の促進に活用されます。  
(移管の対象となる預金等につきましては、事前に、香川銀行のホームページにおける公告によりお知らせいたします。)
- 休眠預金活用法第3条第2項および施行規則第7条第4項に基づき、残高が1万円以上ある場合に、公告前に通知書を発送させていただきます。  
本通知書をお受取になられた場合、発送日を基準として、10年間は「休眠預金等」となることはありません。
- お客さまの預金等が、休眠預金となっているかご確認いただく場合は、ご本人さまであることを確認できる資料(有効期限内のものに限ります。)、お通帳等の口座番号やお取引が分かる書類をお手元にご用意のうえ、お取引店またはお近くの香川銀行にお申し付けください。  
また、「休眠預金等」として、預金保険機構に移管された場合でも、本人確認書類をお持ちいただくことで、いつでも払戻しできますので、ご安心ください。

### 2. 「異動事由」とは

- 預金等に係る預金者等その他関係者が行う、お預入、お引出し、お振込み、その他の事由をいい、[こちら](#)にある表が該当します。

### 3. 預金規定の改定について

- 休眠預金活用法の施行にともない、預金規定に法定異動事由、認可異動事由、最終異動日を追加いたします。

以上